

## 学校におけるアレルギー疾患の取組みについて

文部科学省が日本学校保健会に委託し実施した「学校生活における健康管理に関する調査」の、平成16年度及び平成25年度の結果を比較すると、「アナフィラキシー」「食物アレルギー」「アレルギー性結膜炎」「アレルギー性鼻炎」は増加しています。食物アレルギーについては、これまで全く症状が見られなかったり、前兆がなくても突然起こる場合もあるため、児童生徒等が安心して学校生活を送るための取組みは、全ての学校において必須であり、全教職員のアレルギー疾患への理解促進を含め、緊急時の体制整備が重要です。

大阪府教育委員会では、学校での食物アレルギー事故防止の取組みを一層促進することを目的に「学校における食物アレルギー対応ガイドライン（注1）」を令和4年3月に改訂し、基本的な考え方や実際に起きた事故やヒヤリハットの事例をあげて、留意すべき事項等を具体的に示しています。

### ○アレルギー疾患に対する取組みのポイント

- ・各疾患の特徴をよく知ること
- ・個々の児童生徒等の症状等の特徴を把握すること
- ・症状が急速に変化するを理解し、日頃から緊急時の対応への準備を行っておくこと



主治医によって記載された学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の活用

※ 提出された管理指導表は、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。

アレルギー疾患には、気管支ぜん息や食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。特にアナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。

### ○緊急時に備えた対応

アドレナリン自己注射薬等が処方されていることがあるため、教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように教職員全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。

◆ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（注2）」「第2章 疾患各論 1. 食物アレルギー・アナフィラキシー」（P.36）に記載の内容を踏まえ、適切な対応を行うこと。

- i. 投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされていること
- ii. アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、アドレナリン自己注射薬が手元にありながら症状によっては児童生徒等が自己注射できない場合も考えられること
- iii. アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、アドレナリン自己注射薬を自ら注射できない状況にある児童生徒等に代わって注射することは、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法違反にならないと考えられること

◆ アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒等が在籍している学校においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒等の情報を提供するなど、日ごろから消防機関など地域の関係機関と連携すること。また、アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒等がアナフィラキシーショックとなり、救急搬送を依頼（119番通報）する場合、アドレナリン自己注射薬が処方されていることを消防機関に伝えること。

**アナフィラキシーとは** \* 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（注2）」参照

- ・アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態を言います。
- ・血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特に「アナフィラキシーショック」と呼び、直ちに対応しないと生命に関わる重篤な状態であることを意味します。
- ・原因は、食物以外に、昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となります。中には、まれに運動だけでも起きることがあります。

**アドレナリン自己注射薬とは** \* 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（注2）」参照  
アナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬。

注1：「学校における食物アレルギー対応ガイドライン《令和3年度改訂》」（大阪府教育委員会）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiiku/hoken/gaidorain.html>

注2：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>

\* その他参考資料 「人権教育リフレット6 「食物アレルギーのある子どもへの配慮」（大阪府教育センター）

[https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights\\_files/leaflet/pdf/leaflet\\_allergy.pdf](https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/pdf/leaflet_allergy.pdf)